

令和4年・5年・6年度入札参加資格審査申請要領（中間申請）

原村が発注する建設工事の請負契約及びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下、「建設コンサルタント等の業務」という。）の入札参加資格を新規に希望する者、再審査を申請する者、または営業所・業種の追加を希望する者は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（建設工事・建設コンサルタント等業務）を提出してください。

1. 受付期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日（受付窓口は土・日曜日、祝祭日を除く）

受付時間は午前8時30分から午前12時00分及び午後1時00分から午後5時15分まで

2. 提出場所

原村役場 住民財務課 財政係（原村役場庁舎1階）

〒391-0192 長野県諏訪郡原村 6549-1

電話 0266-79-7924（直通）

3. 申請方法

①電子申請と②書類提出の両方が必要です。

【建設工事】

原村ホームページ「トップページ>産業・仕事>入札・契約>入札参加資格審査申請要領>関連ファイル「建設工事」（zip ファイル）をダウンロードして確認してください。

① 電子申請

次のアドレスにアクセスし、申込フォームに内容を入力及びエクセルファイル「02 建設工事入札参加資格審査申請書(様式第 1-1 号、様式第 1-2 号).xlsx」を作成し添付してください。

電子申請 URL：<https://logoform.jp/form/usSk/466224>

※電子申請の最後に表示される受付番号を「01 建設工事 入札参加資格審査申請 提出書類及び 綴り順」に記入してください。

② 書類提出

必要書類を A4 版ファイル綴じとし、ファイルの色は赤系にしてください。

表紙・背表紙に「入札参加資格審査申請書」と「会社名」を明記して提出してください。

郵送または持参してください。郵送の場合は、令和6年2月29日当日消印有効（送信日が分かる方法）とします。また、受付証が必要な場合には、宛先記入済みの返信用はがきを同封してください。

【建設コンサルタント等の業務】

原村ホームページ「トップページ>産業・仕事>入札・契約>入札参加資格審査申請要領>関連ファイル「建設コンサルタント等業務」（zip ファイル）をダウンロードして確認してくださ

い。

① 電子申請

次のアドレスにアクセスし、申込フォームに内容を入力及びエクセルファイル「02 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書(様式第 2-1 号、様式第 2-2 号) .xlsx」を作成し添付してください。

電子申請 URL : <https://logoform.jp/form/usSk/466237>

※電子申請の最後に表示される受付番号を「01 建設コンサルタント等業務 入札参加資格審査申請 提出書類 及び 綴り順」に記入してください。

② 書類提出

必要書類を A4 版ファイル綴じとし、ファイルの色は青系にしてください。

表紙・背表紙に「入札参加資格審査申請書」と「会社名」を明記して提出してください。郵送または持参してください。郵送の場合は、令和 6 年 2 月 29 日当日消印有効（送信日が分かる方法）とします。また、受付証が必要な場合には、宛先記入済みの返信用はがきを同封してください。

4. 入札参加資格有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで

5. 入札参加資格の要件

入札参加資格を希望する業務・業種について、次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

【建設工事】

- ・建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ・資格審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）直前の営業年度の終了する日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受けていること。
- ・申請の日現在において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行している者(届出の義務がない者は除く)。

【建設コンサルタント等の業務】

- ・建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が資格審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）の前日まで引き続き 1 年以上経過していること。
- ・入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日（令和 5 年 10 月 1 日）の直前 1 年間の営業年度において業務実績があること。
- ・測量については、資格審査基準日及び申請の日において、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
- ・建築コンサルタントについては、資格審査基準日及び申請の日において、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。

- ・建設コンサルタントについては、資格審査基準日及び申請の日において、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条の規定による登録を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、シビルコンサルティングマネージャー(以下、「RCCM」という。)、認定技術管理者若しくは建築士法第4条第1項の規定による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上の実務経験者を有していること。
- ・地質調査については、資格審査基準日及び申請の日において、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定による登録(以下「地質調査業者登録規程による登録」という。)を受け、又は建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のうち地質部門若しくは土質及び基礎部門に該当する技術士若しくはRCCM、地質調査業者登録規程による登録の要件として認められた地質調査に関し15年以上の実務経験者若しくは地質調査技士を有していること。
- ・補償コンサルタントについては、資格審査基準日及び申請の日において、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第5条の規定による登録(以下「補償コンサルタント登録規程による登録」という。)を受け、又は補償コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門に該当する補償業務管理士、補償コンサルタント登録規程による登録の要件として認められた補償業務に関し7年以上の実務経験者若しくは補償業務管理者を有していること。
- ・申請の日現在において、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務を履行している者(届出の義務がない者は除く)。

6. 競争入札に参加することができない者

以下に該当する方は、入札に参加することができません。

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者(競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く))。
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、2年間経過しない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員。長野県暴力団排除条例施行規則(平成23年長野県公安委員会規則第5号)第2条で規定する暴力団関係者。

7. 審査結果について

審査の結果については、資格を付与できない者に限り通知します。

8. 物品、役務の入札参加資格審査申請について

物品、役務の提供については、名簿に登載する制度を採用していないため、入札参加資格

審査申請の手続きはありません。